

「港区まちづくりマスタープラン（改定骨子）」についてのご意見募集結果

1 区民意見募集の実施概要

●意見の募集期間と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	42 通 (区ホームページ 23、ファクシミリ 2 直接持参 17)	69 件

●意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

●資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所 6 階）、区政資料室（区役所 3 階）、総合案内（区役所 1 階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

2 区民説明会の開催概要

開催日時	開催場所	参加者数	意見の件数
平成 28 年 3 月 2 日（水曜日） 19 時から	区役所本庁舎 9 階	12 人	8 件
平成 28 年 3 月 13 日（日曜日） 10 時 30 分から		14 人	8 件

3 意見・要望等の反映状況

①	意見の趣旨を踏まえ、改定素案に反映したもの	24 件
②	意見の趣旨は、既に改定骨子で記載しているもの	21 件
③	意見の趣旨は、既存事業などで対応しているもの	15 件
④	意見の趣旨を踏まえ、今後対応を検討するもの	14 件
⑤	改定素案に反映しないが、意見として受けとめたもの	11 件
	合 計	85 件

区民意見募集のご意見と区の考え方

港区が目指す将来都市構造 (2件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
新橋の拠点の範囲について	1	・将来都市構造図の「都市機能が集積する拠点」に位置付けられている新橋の範囲は、環状第2号線沿道に限定せず、新橋駅東西を含めた範囲とすべき。	ご意見を踏まえ、新橋の拠点の範囲を修正しました。	①	素案 30頁
都市活力創造ゾーンにおける緑化の推進について	1	・都市活力創造ゾーンは公園が少ないため、民有地等を含めて、新たな制度による働きかけをするなど緑化の推進が必要である。	区では、港区みどりを守る条例に基づき、保護樹木の指定等みどりの保全とともに、緑化計画書制度による民間施設の緑化等、みどりの創出に積極的に努めています。 改定骨子では、全体構想の方針4において、みどりの繋がりや生物多様性に配慮した質の高い緑化、さらには緑の豊かさを実感できるまちづくりを推進していくことを記載しています。都市活力創造ゾーンでは、都市開発諸制度を活用した開発事業では緑化のさらなる推進を誘導するなど、質の高い緑化を推進しています。	②	骨子 17頁 (素案 57頁)

良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 【土地利用・活用】 (4件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
実情に即した用途地域の見直しについて	1	・用途地域とまちの実態がずれており、特区などにより高さや容積率などが緩和されると、そのずれはさらに大きくなっていくだろう。将来の土地利用の方針に合わせて用途地域を変更し、まちづくりを誘導すべきである。	区では、地域特性に応じた居住と都市活動の均衡がとれたまちを目指し、用途地域等により適切に土地利用を誘導しています。また、地区計画を活用する場合などは、上位計画との整合や周辺環境への影響も踏まえ、まちづくりに沿った用途地域に変更し、適時適切に土地利用を誘導しています。 改定素案では、このような区の考え方について、全体構想の方針1に記載いたします。	①	素案 37頁
臨海部の土地利用について	2	・湾岸地域全体が「倉庫・流通施設等を中心とした市街地」と位置付けられているが、すでにマンションや商業施設が多くあり、今後の土地の有効利用を考えていく上で、多様な用途の建築物が計画できるエリアとして位置付けてほしい。 ・田町、芝浦地域は、都市計画区域マスタープランにおいて、水辺をいかした市街地の形成を位置づけており、現状のまち	区の臨海部においては、水辺に開かれた魅力的な街並みを創出するとともに、品川周辺の国際交流拠点を支える複合市街地の形成を進めています。 改定素案では、いただいたご意見を踏まえ、「高層住宅を中心とした商業・業務など多様な機能が共存する市街地」の範囲を見直すとともに、「倉庫・流通施設等を中心とした市街地」については「港湾機能を維持しつつ、商業・文化交流機能が共存する市街地」と修正しました。	①	素案 40頁

		の状況もふまえると「複合市街地」や「都心居住の拠点を形成する」という記載を追加すべき。			
絶対高さ制限の導入範囲について	1	・絶対高さ制限について、一般のマンションやビルには適用されるのに、大規模開発には適用されないのはおかしい。	区では「港区建築物の高さのルールに関する基本的な方針（平成26年9月）」に基づき、絶対高さを定める高度地区を導入しております。この方針の中では、「地域のまちづくりに貢献する優良な建築計画に対しては、一定の高さまでの緩和を認めることで、市街地環境の向上に資する建築物の積極的な誘導を図る」とし、地区計画制度により地域独自の高さのルールを設ける場合は、そのルールを優先するとしています。 また、再開発等促進区を定める地区計画の区域など、土地の高度利用を図りながら計画的な複合市街地開発を誘導すべき区域は、絶対高さ制限を定める高度地区を導入しないとしています。	⑤	—

暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】（7件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
高齢者、障害者目線のまちづくりについて	2	・田町駅西口について、今後の高齢者の増加を考え、駅周辺のバリアフリー化だけでなく、民間施設を含めて車いすで利用できる施設の整備を推進してほしい。 ・高齢者・障害者も安全・安心に住みつけられるまちづくりを推進してほしい。	「港区バリアフリー基本構想」では、田町駅周辺をバリアフリー重点整備地区と位置付け、「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン」では、駅周辺の開発に合わせた一体整備によるバリアフリー動線を強化することとしています。 改定骨子では、全体構想の方針3において、道路や交通機関及びその周辺の公共空間に加え、民間施設も含めた、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー空間のネットワーク化を掲げています。 個別の建築物については、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例等の対象となる民間建築物において、廊下、階段、エレベーター、又はトイレ部分の改修工事等が行われる際などに、車いすの方も利用しやすい設備となるよう随時更新しています。駅前ビル等の既存の民間建築物についても、ご指摘の内容を踏まえ、引き続き、民間事業者に対し、適正に指導してまいります。	②	骨子 15頁 (素案 52頁)
職住近接のまちづくりについて	1	・区内で日常生活が充足できるよう、職住近接のまちづくりを進めてほしい。その際、住宅は民間活力を活用して増やすことが必要だが、そのためにどういった施策を行うのか示してほしい。	改定骨子では、区の将来都市像である「うるおいある国際生活都市」を構成するまちの姿として「住みつけられるまち」を掲げ、人口増加への対応や多様な機能が共存・集積した魅力ある生活環境の形成を目標としています。	②	骨子 14頁 (素案 43頁)
小学校のキャパシティの不足について	1	・区の保有しているデータを活用すれば人口予測は可能であるにも関わらず、芝浦港南地区では新築したばかりの小学校の	区は、これまで、人口推計等を基に学校の整備を検討してまいりました。しかし、近年、芝浦・港南地域では、予想を超える急激な人口の増加に伴い、学校の教室数が不足している状況となっております。	③	—

		キャパシティが不足しており、問題である。	特に、芝浦小学校においては、今後も児童数の著しい増加は続き、平成 45 年度には児童数が 2,000 人を突破すると見込まれています。そのため、既存校舎のみで児童数の増加に対応することは困難な状況であることから、本年 7 月、区は、芝浦地域に新たな学校施設を整備する方針を決定しました。 今後、基本構想・計画を策定し、新設校開校に向けて整備を進めてまいります。		
生活環境の改善について	1	・芝三丁目周辺の住宅地に住む高齢者が多く、このままでは空き地や駐車場が増えて生活環境が悪くなってしまうのではないかと。区がこうした土地の所有者と協力して、子育て支援施設やコミュニティ施設を作ってはどうか。	地域に空き地等が増えていくことは、防犯上や環境、コミュニティに悪影響を及ぼす恐れがあります。その状況によって、区は空き地等の管理者に対し、適正な管理を指導・誘導しております。	③	—
日常の買い物ができる店舗について	1	・赤坂地域では、生鮮産品などの日常の買い物ができる店舗が不足しており、高齢者にとっては住みにくい。	赤坂地域では、日常の生活を支える食料品や日用品等の生活必需品を取り扱う店舗が充分ではありません。そのため、一定規模以上の開発事業が計画される際には、「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」等を活用し、生活に便利な施設を設置するよう誘導しています。 改定骨子では、全体構想の方針 2 において、人口の増加、人口構成の変化に応じた、生活関連施設の整備・誘導について記載しております。	②	骨子 14 頁 (素案 44 頁)
治安の向上について	1	・港南地域では、学校や児童館、マンションが多いため、治安の向上が必要である。警察官を配置した交番を設置すべき。	新たな交番の設置については、所轄警察署等において地域における現状等を踏まえた調査を行い、設置の必要性が検討されるものと推察されます。区といたしましては、地域の方々のご意見を踏まえつつ、安全で安心なまちの実現に向けて、地域や関係機関等と連携してまいります。	⑤	—

快適な道路・交通ネットワークの形成 【道路・交通】 (8件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
コミュニティバスの充実について	1	・BRT 計画(バス高速輸送システム)など都バスと区のコミュニティバスとのすみわけはどうなっているのか。また、コミュニティバスの充実を図ってほしい。	東京都臨海部地域公共交通網形成計画では、BRT の整備に合わせて、BRT と鉄道や路線バス、コミュニティバスとの結節点を整備する計画になっており、コミュニティバス(ちいばす)とは、新橋駅前と虎ノ門一丁目で乗継利便性の向上を図る計画となっています。ちいばすの運行改善などについては、国土交通省関東運輸局、警視庁、他のバス事業者など関係機関で構成する「港区地域公共交通会議」に諮り、総合的に検討してまいります。	④	—
品川と臨海副都心のアクセス強化について	3	・品川と臨海副都心エリアを結ぶ交通手段によりアクセス性が強化されれば、今後さらなるビジネスチャンスや生活利便性	品川駅と臨海部(台場地域)を結ぶ交通手段としては、既に「お台場レインボーバス」が運行していますが、今後、防災の観点も含め、交通結節機能が強化されることとなる品川駅(JR 新駅含む)と臨海部のアク	④	—

		<p>の向上が見込まれるのではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の台場地域との交通遮断を想定した交通アクセス手段の多様化と冗長性の確保といった記述を加えてはどうか。 	セス強化について、検討する必要があると考えます。		
駐車施設の附置義務の緩和について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車施設の整備は重要であるが、地域特性をふまえたまちづくりの推進のためには、整備台数の緩和措置などの適切な導入が有効であり、柔軟な運用を検討すべき。 	<p>改定骨子では、全体構想の方針7において、交通の円滑化や快適な歩行環境の創出及び良好な連続する街並みの形成のため、駐車施設の集約化の推進について記載しています。</p> <p>駐車施設の集約化については、環境負荷の軽減を目的として、「港区低炭素まちづくり計画」の施策に位置付け、集約区域内での利用台数を考慮した検討の上で推進していくこととしております。</p>	④	骨子 23頁 (素案 51、83 頁)
自転車ネットワークの整備について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワークについては、急な坂道や細街路など、地形や地域環境に合わせて安全で現実的なネットワーク整備をお願いしたい。また、自転車利用者に対するマナー啓発と交通ルール順守の徹底をお願いしたい。 	<p>区では、「港区自転車利用環境整備方針」で示している自転車ネットワークに基づき、交通管理者と協議を行い、安全性に配慮しながら自転車走行空間の整備を進めています。自転車ネットワーク路線の中には、坂道が含まれている区間もあり、地域の環境や利用者のニーズにも十分に配慮しながら、安全に利用できる自転車走行空間の整備に取り組んでまいります。また、利用者のマナー・交通ルールの徹底につきましても交通管理者と連携し、指導・啓発を図ってまいります。</p>	③	—
自転車利用の推進と自転車駐車場の整備について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・区では自転車利用を推進し、放置自転車の取り締まりを強化しているが、一方で自転車駐車場の整備は足りていない。対応がかみ合っていないように感じる。 	<p>自転車は、健康志向の高まりや、クリーンで省エネルギーな身近な交通手段としての認識が広がり、近年、利用ニーズが高まっております。これらのニーズに対応するため、改定骨子では、全体構想の方針3において、自転車の利用環境を整備することを掲げており、これに基づき、自転車走行空間の整備とともに、自転車等駐車場の適正な配置など、今後も自転車利用環境整備を推進していきます。また、放置自転車対策の一環として自転車シェアリング事業を実施しており、今後も周辺区と連携・拡大するなど、シェアリング事業を推進してまいります。</p>	②	骨子 15頁 (素案 51頁)
楽しく歩けるまちづくりについて	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高輪地区の現状では、歩行者と自転車の分離がされておらず、「楽しく歩けるまち」が実感できない。 	<p>改定骨子では、全体構想の方針3において、自転車利用環境の整備と交通安全対策の取組の必要性について記載しております。高輪地区は、幅員が狭い道路が多く、歩行者と自転車を分離する自転車専用通行帯の設置が難しい状況であるため、車道混在型の自転車ナビマークの設置により、自転車の走行を車道に誘導しています。</p> <p>今後、区内の自転車ネットワークの整備を進める中で、交通管理者とも連携しながら自転車の車道走行の交通ルールの認識を広めるとともに、自転車利用者のマナー向上も図りながら、歩行者が安心して楽しく歩けるまちづくりを推進していきます。</p>	②	骨子 15頁 (素案 52頁)

緑と水の豊かなうるおいの創出 【緑・水】（4件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
芝公園のあり方について	1	・芝公園を昔のように木々でいっぱいにしてほしい。	都市計画公園芝公園は、改定骨子において中心的な緑の拠点として位置付けており、緑の保全・創出に向けて未開設部分の整備について関係機関と調整し、推進してまいります。	②	骨子 8頁 (素案 30頁)
運河の環境改善について	2	・運河の水質を改善し、快適な居住環境を形成して地域の価値を高めてほしい。	区では、年間を通して定期的に運河の数か所において、水質が環境基本法に定める基準に適合しているか調査しています。運河の水質改善につきましては、区の出組に加えて東京都にも要請してまいります。 改定骨子では、全体構想の方針1において、水辺に顔を向けたまちづくりの推進を掲げており、これに基づき、水質改善とともに水辺のにぎわい、水辺に開かれたまちづくりを推進し、観光資源として活用することで地域の活性化を図ってまいります。	③	骨子 12頁 (素案 38頁)
芝浦港南地区における公園の整備、利用マナーについて	1	・芝浦港南地区は、区内でも緑被率が低い地域であるため、公園を増やすとともに、子どもがのびのび過ごせるよう、公園の禁止事項を緩和してほしい。また、プレーパークを複数箇所開設してほしい。	芝浦港南地区は、大規模な公園整備や運河沿い緑地の整備によって緑被率が上がってきておりますが、引き続き新たな公園の整備や開発事業等の機会を捉えて公園・緑地等の創出を図ってまいります。 公園の禁止事項の設定については、使用状況や周辺の環境に配慮し、適切に対応してまいります。 プレーパークについては、区は住民組織による自主的な運営を最終目標にしていますので、規模の拡大にあたりましては、運営にご協力いただける人材の掘り起しや住民組織の下地づくりから行ってまいります。	③	—

安全・安心なまちの形成 【防災】（5件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
老朽マンション、老朽建築物の建替えの推進について	3	・老朽マンションの建替えは、日影規制などにより単独建替えは困難である。例えば赤坂7丁目地域では、再開発事業に向けた運動が行われており、これを区として支援し、地域で一体となり災害に強い街にしていくことが急務である。 ・築古建物の更新促進のためには、適宜緩和措置を導入する必要がある。 ・老朽マンションの建替えでは、建替えも取り壊しもお金や時間がかかる。そうい	地震などの災害に強く、安全・安心なまちの形成にあつては、老朽マンション一棟の建替えに限らず、隣地との共同化や再開発も必要であると考えており、改定骨子では、全体構想の方針5において、老朽化したマンションの耐震化や建替えの支援を掲げています。 都市計画法及び建築基準法により、都を俯瞰した広域的な観点で合理的な土地利用及び建築の規制・誘導を行っており、建替え後は、現行の建築規制に適合しなければならないため、緩和措置を導入することは難しい状況です。 区では現在、マンション建替え支援として、管理組合等を対象に、コンサルタント派遣（無料）や建替え計画案の作成助成、建替えの費用助	④	骨子 19頁 (素案 67頁)

		った面をふまえて支援を検討してほしい。	成を行っています。また、容積率を割増す制度もあります。今後も、老朽化したマンションの建替えが促進されるような支援策を検討してまいります。 また、赤坂地区においては、老朽化マンションなど建築時期の古い建物が多く、避難所周辺において細街路が多い等の特性があり、防災面等での課題を抱えております。区は、引き続き課題解決に向けて解決策を検討しつつ、当地区の再開発事業推進のため、再開発準備組合への支援・助言を行ってまいります。		
災害時も生活が維持できるまちづくりの推進について	1	・いずれ来る首都直下地震のときにも、生活が維持・継続できるまちづくりを推進してほしい。	改定骨子では、港区のまちづくりにおける重点課題と改定の視点の一つとして、「安全・安心の強化」を掲げ、東日本大震災などを教訓として、発生が危惧されている首都直下地震を想定し、災害発生時においても都市機能の維持・継続が図られるなど災害に強いまちづくり、被災後の速やかな復旧・復興ができる体制づくりの推進を目標としています。	②	骨子 6頁 (素案 68頁)
耐震性の高い中圧ガス供給設備等の整備について	1	・災害時の都市の機能継続のマネジメントとして、耐震性の高い中圧ガス供給設備の整備について記述を加えてはどうか。	改定骨子では、全体構想の方針5において、災害時でも都市活動の維持・継続が可能な市街地の形成に取り組むことを示しています。 改定素案では、震災後のエネルギー供給を確保し、区民生活・都市活動への影響を最小限に抑えるライフラインの耐震化を推進することについて、記載します。	①	素案 68頁

豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 【景観】 (2件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
歴史・文化を大切にしたいまちづくりについて	2	・港区には古くからある建築物が多くあるため、歴史ある建築物を大切にしたい、国際都市としてのまちづくりを目指してほしい。 ・国や都の計画を上位計画とすると、区民の考えとかい離れてしまい、住民の犠牲の上に開発が進められることとなるのではないかと懸念。地域の歴史や文化を大切にしたい、長く住みつけられるまちになるような計画にしたい。	平成27年度に改定した景観計画では、歴史的建造物の周辺の建築計画に対して、届出対象規模の引下げ、景観形成基準の拡充を行うなど、積極的な景観保全に努めています。 改定骨子では、全体構想の方針6において、神社・史跡、歴史的建造物など、歴史や文化を伝える資源の保全や周辺の街並みの育成について記載しています。	②	骨子 21頁 (素案 76頁)

まちの魅力の維持・向上と活用・発信 【国際化・観光・文化】 (2件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
国際都市としてのまちづくりについて	1	<ul style="list-style-type: none"> 国際化というが、外国の他の都市を真似るのではなく、港区の地域特性をいかして、古い建物を大事にした国際都市を目指してほしい。 	<p>港区は大使館や外資系企業が多く、外国人居住者の国籍が多様であることが特徴です。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定し、国際都市としての港区に対する注目がより一層高まる中、今回のまちづくりマスタープランの改定では、改定骨子の全体構想において、国際化・観光・文化の分野をまちづくりの方針として新たに掲げました。</p> <p>港区の魅力とブランドを国内外に強く印象付けるため、国際競争力強化に資する経済活動の拠点形成や、観光まちづくりの推進のほか、地域特性や歴史文化などの地域資源をいかした景観形成のさらなる推進など、質の高い都市空間の形成やまちの魅力の向上を図ってまいります。</p>	②	骨子 6 頁 (素案 21 頁)
観光まちづくりの推進について	1	<ul style="list-style-type: none"> 区内の各観光拠点をつなげて観光軸を定義し、そのエリアにおいては交通ネットワークの強化や観光インフラ（観光インフォメーション、公衆無線LAN等）の整備を重点的に進める等、メリハリをつけて整備を進めることが望ましい。また、観光施設と町会や民間活力とが連携していくことが望ましい。 	<p>東京都が策定した「外国人旅行者の受入環境整備方針」において定めた、原宿・表参道・青山地域、銀座地域(新橋駅・汐留駅周辺)、六本木・赤坂地域などの重点整備エリアを基軸に、東京都や近隣の町会、商店街、観光関連事業者などと連携し、引き続き、観光インフラの整備・充実に努めていきます。</p> <p>改定素案では、全体構想の方針8において、国内外からの旅行者の受け入れ体制の整備について、記載しました。</p>	①	素案 87 頁

個別地区のまちづくりについて (25件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
芝地区 新橋駅周辺のまちづくりについて(都市計画道路の整備など、まちづくりの推進)	4	<ul style="list-style-type: none"> 柳通りは、新橋駅と環状第2号線を連絡する都市構造上重要な路線であり、「都市計画道路(早期に整備する部分)」や「道路と沿道が調和する計画的なまちづくり」に位置付ける必要がある。 新橋駅周辺は、老朽建築物の更新だけでなく耐震化の推進が必要であり、駅東西のアクセス性の向上も重要である。 生涯学習センターの老朽化の状況をふまえ、周辺のまちづくりの機会をとらえた区有施設の更新や区有地の有効活用につ 	<p>改定骨子の「都市計画道路(早期に整備する部分)」及び「道路と沿道が調和する計画的なまちづくり」の路線については、「東京における都市計画道路の整備方針(第4次事業化計画)」で指定された優先整備路線及び事業中の路線を記載しています。柳通りを含む新橋駅と環状第2号線を結ぶ道路の整備については、新橋駅西口周辺のまちづくりの中で一体的に検討していく必要があると考えています。</p> <p>また、改定骨子の芝地区のまちづくりの方針において、新橋駅周辺などにおける、老朽建築物の更新と都市・生活基盤の一体的な再編整備による拠点機能の再整備をまちづくりの方向性として掲げています。</p> <p>なお、旧桜田小学校跡地については、本格活用までの期間、生涯学習センターとして活用しています。本格活用にあたりましては、駅前の利</p>	②	骨子 12、28 頁 (素案 38、99 頁)

		いて記述してはどうか。	便性に配慮した活用策を検討します。改定骨子では、全体構想の方針1において、地域の実情に合わせたまちづくり手法の展開として、公有地の有効活用について記載しています。		
汐留地区のまちづくりについて(歩行者ネットワークの整備等)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・汐留地区から浜松町駅へ接続する歩行者ネットワークの形成や、旧芝離宮恩賜庭園を中心とした多様な緑のネットワークの形成を推進してほしい。 ・イタリア公園は、国際交流の視点や文化資源として、まちづくりの核として一層の活用が求められる。 	<p>浜松町駅を中心とした歩行者ネットワークについては、汐留地区土地区画整理事業や浜松町駅周辺の開発事業等が連携し、整備が進められています。旧芝離宮恩賜庭園は、区内でも中心的な緑の拠点と位置付けており、周辺の道路や民有地などの緑と連携してネットワークを形成していきます。</p> <p>また、イタリア公園は、港にぎわい公園づくり基本方針において「自然・文化・歴史に親しむ公園」として位置付けており、文化観光資源として利活用を図るとともに、指定管理者による質の高い管理を継続してまいります。</p>	③	—
西新橋一丁目のまちづくりについて(地域の位置づけ)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・西新橋一丁目は地域の位置付けとしてどこに含まれるのか。新橋・浜松町地域は、東京都の位置づけをふまえ、環状第2号線を境に、北側と南側を分けて記載してほしい。 	<p>西新橋一丁目を含む新橋・浜松町地域は、芝地区のうち古川より北側の一帯を指しており、改定骨子の芝地区のまちづくり方針において、多様な商業・業務機能の集積による活力とにぎわいのあるまちづくりを推進する地域としています。環状第2号線周辺は、まちづくりガイドラインに基づき、活気に満ちたにぎわいのあるまちを目指し、ひとつの地域として一体にまちづくりが進められていることから、境界としては捉えておりません。</p>	⑤	骨子 28頁 (素案 99頁)
新虎通り沿道のまちづくりについて(街区再編)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・新虎通りでは、道路整備に伴い、沿道の街並み形成や耐震化による防災性向上が急務であることから、街区再編の推進が必要である。不要な道路の廃道・払い下げを含めた街区再編の推進に、積極的な支援をお願いしたい。 	<p>新虎通り周辺は、平成24年3月に策定した「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」において、にぎわいと活力を生み出す緑豊かなシンボルストリートを目指した街並みの形成を目標として掲げ、その後、街並み再生方針を策定し、沿道の老朽化した建築物の更新や細分化した敷地の統合を推進しています。</p> <p>街区再編による道路の土地の有効活用については、区道の土地を普通財産化することにより、区の施設整備または活用可能床の整備など、さまざまな活用を図ることによって、区民にその効果を還元することについて検討します。</p>	⑤	—
虎ノ門駅周辺のまちづくりについて(地域の位置づけ、交通結節機能の強化、バリアフリー)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・外堀通り以南だけでなく以北においても、国際ビジネス拠点の形成に向け、土地の有効活用によるまちづくりの推進が必要である。 ・虎ノ門駅は、交通結節機能の強化やバリアフリー化の推進並びに快適な歩行者ネットワークの形成が行われる拠点として位置付けるべき。 ・虎ノ門地域は、メリハリのある都市空間 	<p>改定骨子の将来都市構造における拠点の整備方針では、外堀通り以北を含む虎ノ門周辺について、地下鉄駅の新設、バスターミナル整備による交通結節拠点を形成することを掲げています。</p> <p>改定素案では、芝地区のまちづくり方針において、公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性の向上として、虎ノ門地域の多様な交通手段(道路、地下鉄、バス、歩行者)が連携した総合的・階層的な交通ネットワークを構築し、地域全体の活性化と利便性の向上を目指すことを記載しました。</p>	①	骨子 9頁 (素案 100頁)

			を形成するべく、諸規制の見直しによる開発事業に対する負荷の適正化が図られるべき。			
	田町駅西口の活性化について	1	・田町駅西口の再開発を進め、地域住民が利用できる商業施設を整備してほしい。	田町駅西口周辺は、平成25年2月に策定した「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン」において、業務機能とあわせて都市型住宅やにぎわいを演出する商業施設・生活利便施設・公共公益施設の整備を進めるゾーンとしています。開発事業等が行われる場合には、この方針に基づいて指導・誘導してまいります。	③	—
麻布地区	六本木周辺の拠点について(交通結節機能の強化等)	1	・「都市機能が集積する拠点」として位置付けられた六本木は、六本木駅が新たな交通結節拠点として整備されることで、広域的な交通利便性、移動円滑性が高められるため、より強く打ち出し、都市基盤の整備を積極的に進めていくべき。	改定骨子では、麻布地区のまちづくり方針において、六本木駅・麻布十番駅など主要な駅とその周辺と含めた公共交通の利用時・乗継時の利便性向上をまちづくりの方向性として示しております。 改定素案では、六本木交差点周辺では、今後、国家戦略特区の取組などにより、交通結節機能の強化及び国際ビジネス拠点としての整備が進められる予定であることから、将来都市構造の都市機能が集積する拠点の整備方針において、交通結節機能の向上について記載しました。	①	骨子 30頁 (素案 31頁)
	西麻布三丁目北東地区のまちづくりについて(まちづくりの推進等)	1	・西麻布三丁目のまちづくりに関連して、「居住機能を中心とした落ち着いた街並みを保全していく地域」や「バリアフリー化など計画的に歩行環境の充実を図る地域」、「歩いて行ける公園を整備する地域」などの範囲を見直してほしい。	改定素案では、西麻布三丁目北東地区をはじめ、まちづくり組織や地元協議会等により、まちづくり活動が深度化している地区については、地域別構想の方針図に「まちづくり活動が進んでいる地域」として記載しました。 西麻布三丁目のまちづくりにおいては、開発事業等を契機として地域の課題解決が図られるよう、引き続き地域主体のまちづくり活動を支援してまいります。	①	素案 114頁
赤坂地区	環状第3号線の自転車レーンについて	1	・青山公園近くの環状第3号線の自転車レーンは、整備されていないところがあり中途半端でネットワークが繋がっていない。	環状第3号線の自転車歩行者道は東京都で整備しております。南青山一・二丁目付近につきましては、本年8月に工事が完了し、連続して通行できるようになりました。	⑤	—
高輪地区	三田五丁目地域の市街地の安全性の向上について	6	・三田五丁目について、現行計画では「防災機能の向上」という記述があったが、改定骨子ではなくなっていることが不安である。 ・三田五丁目は、木造家屋が密集し道路が狭く消防車が寄り付かない場所が多い。細街路の解消に力を入れ、市街地の防災性の向上に取り組んでほしい。区として積極的に取り組んでいく方針を示してほしい。	改定素案では、ご意見を踏まえ、地域別構想の方針図において、「防災機能の向上を重点的に進める地域」として図示しました。	①	素案 135頁

泉岳寺周辺の歴史・文化資源を核とした街並みの保全と、JR新駅周辺のまちづくりの共存について	3	<ul style="list-style-type: none"> ・JR新駅設置に伴い開発機運が高まっているが、貴重な歴史資源をいかしたまちづくりを進めるべき。新駅から泉岳寺間を参道として位置づけ、魅力ある街並みを形成するよう誘導すべき。 ・今後個別開発が無秩序に進むのではないかと不安である。泉岳寺周辺を保全ゾーン、新駅周辺を高度利用ゾーンと位置づけ、メリハリのあるまちづくりを誘導すべき。 	<p>泉岳寺周辺においては、「泉岳寺参道及び参道周辺まちづくり協議会」が、泉岳寺の歴史的価値や景観保存とにぎわいのあるまちづくりを基本理念として活動しており、まちづくりビジョンを区に登録しているところです。区では、今後、このような地域の意向を踏まえながらまちづくりを進めてまいります。</p> <p>一方、品川駅周辺地区のまちづくりにおいては、地区ごとに個性ある街並み（歴史、活気とにぎわい）を形成するとともに、泉岳寺周辺を含む高輪地区の既成市街地とも連携した、緑と水が連なる景観の形成を誘導していきます。</p>	⑤	—
環状第4号線の整備について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・環状第4号線は、20年以上前からの計画であるが、道路ができるのかははっきりしてほしい。環状第4号線に限らず、都や国の事業であっても、区として整備が必要と考えるものは、都や国に積極的に働きかけるべき。 	<p>環状第4号線は、平成28年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で、今後10年間に東京都が優先的に整備する路線として位置付けられています。区は、区民等の意向に配慮し、地域の特性に合わせた適切な整備が行われるよう東京都に要請しております。</p>	③	—
白金一丁目のまちづくりについて	1	<ul style="list-style-type: none"> ・白金一・三丁目地域は、地元が組織するまちづくり団体の活動や再開発の動きが活発なエリアであることから、地域の位置づけを見直してほしい。 	<p>改定素案では、白金一丁目北地区をはじめ、まちづくり組織や地元協議会等により、まちづくり活動が深度化している地区については、地域別構想の方針図に「まちづくり活動が進んでいる地域」として記載しました。</p> <p>地域の抱える課題解決に取り組む再開発準備組合に対し、引き続き支援、助言を行ってまいります。</p>	①	素案 134頁

今後のまちづくりの進め方等 (15件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
まちづくりの進め方について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のまちづくりの進め方で示された重視する点は、地域の事情に合わせて柔軟に対応してほしい。 	<p>改定骨子では、今後まちづくりを進める段階で重視する点を6点掲げています。そこで適用する手法や重視する点については、地域特性やニーズ、まちづくりにおいて目指す方向性などを考慮し、柔軟かつ的確に対応していく必要があると考えています。</p>	②	骨子 37頁 (素案 150～ 156頁)
計画の実効性について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープランには法的拘束力はあるのか。具体的にどのように運用していくのが重要である。 ・計画を作っても開発は進み、区は止められないことが問題である。 	<p>改定骨子の2ページに記載のとおり「港区まちづくりマスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。都市計画を決定・変更する際は、この計画に適合していることが求められます。</p> <p>また、区のまちの将来像や目指すべき方向性として、区民・事業者等・行政が共有する考え方を示すものですので、区が事業者を指導するとき</p>	②	骨子 2頁 (素案 2頁)

			<p>はもちろん、区民・企業等が区内で活動・事業を行う際には、この計画で示す目標像の実現に資するものであることが求められます。</p>		
住民が参画するまちづくりについて	1	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの計画段階から地域住民が検討に参加できる仕組みを考えてほしい。 	<p>今回のまちづくりマスタープランの改定にあたっては、改定の基本的な方向性について区民の意向を把握するため、検討の初期段階において区民アンケートを実施しました。その後の案の作成段階においては、6つの地区ごとに区民意見交換会を実施するとともに、各分野の関係団体・企業等にグループヒアリングを実施し、きめ細かな意向把握に努めております。</p> <p>改定素案では、計画に基づいて個別のまちづくりを進める段階においても、区民等の参画や地域主体の様々な手法によってまちづくりを推進していくことについて、内容を充実させました。</p>	①	素案 150 ～ 156 頁
エリアマネジメントによる地域の魅力・価値の向上について	3	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント活動を継続させるためには、財源が必要であり、広告掲出やオープンカフェ等による道路等の公共空間を活用した地域の魅力・価値向上について、地域と区が一体となって積極的に取り組んでほしい。 ・エリアマネジメント活動に関する専門部署の設置や助成制度の制定等、積極的な支援をお願いしたい。 ・官民連携によるエリアマネジメント計画の策定と活動の支援を強く打ち出してほしい。 	<p>今後のまちづくりにおいては、開発（つくること）だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）までを考え、地域が一体となって魅力・価値を持続的に向上させることが求められます。</p> <p>そのため、改定素案では、第6章において、地域活動の新たな形態であるエリアマネジメント活動の推進について記載しています。エリアマネジメントの継続的な活動のため、区としてどういった支援ができるのか、今後検討していきます。</p>	④	—
新虎通り周辺のエリアマネジメント活動について	4	<ul style="list-style-type: none"> ・新虎通りなど新橋・虎ノ門地域は、地域が主体となってエリアマネジメント活動を展開することで、新たな魅力を創出して国内外に発信し、これまでにない観光資源を生み出すことが重要である。そのため区のより一層の支援をお願いしたい。 	<p>新虎通りにおいては、地元の地権者や企業等により、オープンカフェの設置など、地域のにぎわいを創出する取組が行われています。</p> <p>区では、こういった地域での動きと連動し、新虎通り及びその周辺地域と芝地区のにぎわい創出のための取組を現在検討しています。</p> <p>エリアマネジメント活動に対し、区としてどういった支援ができるのか、今後検討していきます。</p>	④	—
汐留地区のエリアマネジメント活動について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント活動を展開している汐留地区を、地元主導の個性的なまちづくりとして計画に位置付けてほしい。 	<p>汐留地区においては、地元のまちづくり団体により、公共施設の管理や地域のにぎわいを創出する取組が行われています。今後のまちづくりにおいては、地域が一体となって魅力・価値を持続的に向上させるエリアマネジメント活動の普及・推進が必要であり、活動の位置づけ等について、今後検討していきます。</p>	④	—

六本木地域のエリアマネジメント活動について	1	<ul style="list-style-type: none"> 六本木地域の安全・安心対策について、大規模開発に際してエリア防災・エリアセキュリティに資する取組を行った場合にインセンティブを与えるなど支援してほしい。 	<p>区では、区民や事業者・関係機関が一体となって、六本木地域を安全・安心に暮らせるまちにしていけるため、六本木地区安全安心まちづくり推進会議において、さまざまな取組を行っています。また、六本木地域の災害発生時の対応を推進していくため事業者や関係機関と連携して平成27年度に六本木駅滞留者対策推進協議会を立ち上げ、地域特性をいかした六本木ルールを策定しました。</p> <p>防災対策は、自助・共助・公助の考え方を基本に、まちづくりにおいては社会的な負担ではなく、地域の付加価値を創出し向上させるものとして、地域が一体となって取り組んでいくことが必要と考えています。</p>	③	—
まちづくりガイドラインの策定と運用	1	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりは、地域特性に応じて柔軟な発想のもとで進めることが重要であることから、まちづくりガイドラインの策定・運用は選択肢の1つとして捉え、必須とするべきでない。 	<p>改定骨子では、今後まちづくりを進める段階で重視する点を6点掲げています。適用する手法や重視する点については、地域特性やニーズ、まちづくりにおいて目指す方向性などを考慮し、柔軟かつ的確に対応していく必要があると考えています。そのため、まちづくりガイドラインの策定は必須ではありません。</p>	②	骨子 37頁 (素案 150～ 156頁)
ソフト面のまちづくりとの連携について	1	<ul style="list-style-type: none"> ハード面だけでなく、そこに生活する居住者の視点を大切にしたい。計画にしてほしい。そうすれば新規居住者もまちづくりに関心が持てるだろう。 	<p>本計画は、当初昭和63年10月に策定した以降、社会状況の変化などにあわせて約10年おきに改定しています。その中で、当初は「街づくり」と表現していたところ、ハードだけではなくソフトを含めたまちづくりを大切にするため、平成19年4月改定時に「まちづくり」と表現を変え、ハードをいかした様々な地域活動（防災・防犯・コミュニティなど）やまちの運営段階も考慮した内容としています。今回の改定においても、この考えを継承しています。</p>	②	骨子 3頁 (素案 3頁)

その他（11件）

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
さまざまな属性の人の視点をまちづくりに反映することについて	6	<ul style="list-style-type: none"> 港区は、居住者を大きく上回る就業者や来街者、学生などの昼間人口がいることが地域特性であり、日常の生活環境の視点はもちろん重要だが、在勤者や来街者、外国人などの多様な世代・属性の視点を反映することも必要である。 まちづくりに区民や企業が参加者として参画し、行政と目的・意見・活動をシェアできる仕組みを充実させるべき。 計画の内容が固まる前に、区民との議論の場をもっと設けてほしい。 	<p>まちづくりマスタープランの改定においては、在勤・在学の方を含めた区民意見交換会を開催するとともに、区内において活動等を行っている団体・企業等を対象にグループヒアリングやアンケートを実施し、幅広くきめ細かな意向把握に努めてまいりました。</p> <p>本計画に示すまちの将来像の実現に向けては、住民、在勤者、企業等、大学等の教育機関、大使館など、多様な人材が連携・協力し、まちづくり条例を活用した地域主体のまちづくりやエリアマネジメント活動など、地域の特性やニーズにあわせて円滑にまちづくりが進められるよう、支援してまいります。</p> <p>改定素案では、このようなまちづくりを目指すために、第6章今後のまちづくりの進め方の記載を充実させました。</p>	①	素案 147～ 157頁

多文化共生社会の構築に資する教育について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・経済力と発信力、多様性と伝統性を兼ね備えた一流の国際都市を実現するため、多様な言語と文化に対する教育の振興と育成が必要である。 	<p>区は、区内に立地する大使館等と連携し、音楽イベント、写真パネル展示等を通して、海外諸国の文化、歴史や伝統芸能の魅力に区民が身近に触れることのできる機会を提供しています。</p> <p>また、音楽などを通じて子どもたちとの交流を希望する大使館等も多くあり、できる限り要望に応えながら、教育委員会や各総合支所など、関係部署とも連携し、子どもたちとの国際交流を推進しています。</p> <p>さらに、次世代の文化芸術を担う子どもたちが、プロの芸術家と交流する機会や、専門的な施設を体験する機会などを設け、想像力や表現力などの向上に取り組んでいます。今後も、地域と大使館との交流促進や、子どもたちの創造性を伸ばし、文化芸術に親しむ機会の創出などに取り組んでまいります。</p>	③	—
国際警備員の配置について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・世界がうらやむような高度なレベルの安全・安心の取組が必要であり、その中で高等教育・訓練を受けた国際警備員の配置が必要である。そのとき訪日外国人への本物のおもてなし精神が発揮される。 	<p>改定骨子では、「世界に開かれた国際生活都市」を目指すべきまちの姿の一つとして掲げ、多言語化や国際交流を通じた多文化共生のまちづくりに取り組むことを示しております。今後のまちづくりにおいて、外国人を含めて誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。</p>	⑤	骨子 10、24 頁 (素案 87頁)
六本木警察署跡地の利用について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・六本木警察署は、移転してしまうと効率的な取り締まりに支障が出るのではないかと。また、現警察署の敷地を民間に売却することは反対である。 	<p>改定骨子では、麻布地区のまちづくり方針において、六本木地域の特に繁華街における防犯対策の強化について記載しております。地域の安全・安心の確保に向けて、引き続き警察署と連携して取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、東京都に伝えてまいります。</p>	⑤	骨子 30頁 (素案 110頁)
特徴ある学校づくりについて	1	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から区立中学校へ進学する人数を増やす方策を考え、初等教育を改善し、区立の中・高一貫校の設立等、思い切った方策をとっていただきたい。 ・国際化や日本の古き良き伝統を活かす教育によって、区民が学校や港区の教育に誇りが持てるような特徴ある学校づくりに取り組んでいただきたい。 	<p>中高一貫の良さがあることは認識していますが、予算や人員の確保など課題が多いため、区立の中高一貫校は、千代田区の一校にとどまっています。港区では、区立幼稚園、小学校、中学校の連携により、幼児期の教育（3年間）から義務教育である小・中学校での教育（9年間）の連続した12年間を見通した幼・小中一貫教育に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>区立小・中学校では、地域に関する学習や身近な方との交流を通して、港区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、地域に対する誇りと愛着を育む教育を推進しています。</p> <p>具体的には、まち探検や地域の仕事調べ、職場体験学習、地域奉仕活動、地域行事への参加のほか、地域の方をゲストティーチャーとした和太鼓教室や茶道体験などを実施しています。これらの地域とのかかわりを大切にした教育活動を通して、地域から愛される学校づくり、子どもたちが誇れる学校づくりに努めています。</p>	⑤	—
地域コミュニティ復活のための町会活動について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・港区にステータスを感じて転入する住民より、土地に愛着があり昔から住む住民を重視すべきである。よりよいまちづ 	<p>区では、町会・自治会をはじめ、地域の事業者等とも連携し、防災、生活安全、環境美化などの様々な取組を通じたコミュニティづくりを推進しています。現在区内で行われている各種行事が引き続き継承され、</p>	③	—

		くりのためには、地域コミュニティの復活が必須であり、新規住民を含めて地域活動を円滑に進めるため、行政が町会組織の活動に対してお墨付きを与える等してほしい。	地域コミュニティが適切に醸成されていくよう支援しています。		
--	--	---	-------------------------------	--	--